

- 1 積雪・凍結時に作業を行うに当たって
気象情報に十分注意し、悪天候時には作業を中止すること。
寒冷な作業環境下での長時間労働は避けること。
寒冷な作業場等には、いつでも利用できる、適切な暖房設備を備えた休憩施設を設けること。
筋肉硬化による動作の鈍化に伴う被災や腰痛等の防止のため、作業開始前に準備体操を実施すること。
防寒具の着用等により、身体の動きが鈍くなることから、無理な作業は避け、また、日没時間も早まることから、余裕を持った工期を設定すること。
作業開始前にKY（危険予知）活動を実施すること。この際、冬季特有の要因を考慮して実施すること。
店社安全衛生管理者、現場責任者等は、作業環境の把握に努め、危険要因の事前排除に努めること。また、上記対策を推進するため、安全衛生管理体制を見直し、必要な人員を配置すること。
労働災害の発生に迅速・的確に対応するため、緊急連絡体制を整備し、関係者に周知徹底を図ること。
積雪・凍結の状況により、工期・施工期間・施工方法等を再検討し、必要に応じ作業の中断、工法の変更等について柔軟に対処すること。
法面の下方において作業を実施する場合は、法面の凍結・融解による崩壊・落石を防止するため作業開始時及び凍結の融解時に点検を実施し、作業開始の適否の判断等を行うこと。
- 2 転倒災害防止対策
大雪、低温に関する気象情報の把握に努め、把握した場合は、労働者へその情報を伝え、転倒リスクを低減するための対応を行うこと。
作業通路・移動通路において、段差、側溝等が積雪により隠れ、つまずきの危険がある場合は、ポール等の標識の設置等により注意喚起を行うこと。また、除雪、融雪剤の散布による安全通路の確保を行うこと。併せて、通行箇所の照度の確保を行うこと
凍結により滑りやすい通路・足場・作業床等には滑り止めの措置を講ずること。また、足場上に積雪がある場合は、予め除雪を行うこと。併せて、積雪等により足場、その他仮設設備等に異常がないか点検を行うこと。
滑りにくい靴を着用すること。また、靴底がすり減っていないか点検すること。
「かかとから着地する歩き方をしない」「歩幅を狭くする」「あらかじめ少し

膝を曲げた状態で歩く」等、路面に合った歩き方をすること。

「余裕をもって」行動し、急に走る、急に曲がるなどの動作は避けること。横断歩道の白線、マンホール等金属部分の上は滑りやすいので留意すること。また、建物内外の出入口付近は転倒多発地帯となるので、特に留意すること。

雪のある環境から屋内に入った場合、靴の裏に付いた雪や水により滑りやすくなるので、十分に拭き取る、吸湿性のあるマットを敷く等により除去すること。

転倒のおそれのある場所では、上着やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。歩行してのスマートフォン、携帯電話の使用は避けること。

3 墜落災害防止対策

気象情報に十分注意し、大雪、大雨、強風、吹雪等の悪天候の場合や、気温の急激な上昇等気候の変化の直後は作業を行わないこと。

屋根の雪下ろしを行う際には、作業者に保護帽（墜落時保護用）要求性能墜落制止用器具を着用させること。なお、高さ2 m以上の墜落危険箇所での作業においては、手すりを設置するか、これが困難な場合には、親綱を設置し、要求性能墜落制止用器具を確実に着用させるなどの措置を講じること。屋根の材質が、スレート、アクリル板等で踏み抜きの危険がある場合は、歩み板を設ける等により墜落防止措置を講ずること。この場合、予め作業場の積雪の状態、建物の構造（屋根の材質、勾配の滑り止めの有無等）の状況を確認し、適切な作業手順を定めておくこと。

昇降用はしごは、十分な長さのものを使用し、必ず転位防止の措置を講じること。また、はしごの上部を固定し、上部を60 cm以上突き出すこと。

雪を落下させる場合や軒先から落雪のおそれがある場合は、囲いや表示で立ち入り禁止措置を講ずること。また、屋根上等での上下同時作業は原則として禁止すること。

4 重機等による労働災害防止対策

(1) 視界の確保等

重機等の運転に対し、作業開始前に当該機械に付着した積雪・氷塊を除去すること。

ワイパーによる払拭が適切になされるか、その性能を確認すること。

フロントウィンドーガラス及びリヤウィンドーガラスの熱線等が正常か確認すること。

(2) 接触の防止等

人が危険箇所に立ち入らない措置を講じること

誘導者には、視界不良の場合であっても、運転者が用意に判別できる色彩

の手旗等を使用させること。

誘導者には、視界不良の場合であっても、運転者が誘導者の位置を容易に識別できるよう、蛍光ベスト及びビームライト等を装着させること。

ヘルメットについても、上記と同様に運転者から識別し易いものとする

こと。
誘導者には、重機等の作業範囲の外側で誘導させること。その場合、あらかじめ作業位置、合図の方法等を定めるとともに、作業位置の除雪や雪を踏み固める等の措置を講じること。

(3) 重機等の転落の防止対策等

路肩等からの転落災害を防止するため、上記2による誘導者を配置すること。

路肩には、路肩の位置を示すポール等の標識を設置すること。

斜面等の下方で作業を行うときは、過去における当該場所での雪崩発生の有無を事前に調査し、対策を講じること。

一時に多量の降雪があった場合、雪面に亀裂が生じている場合等、雪崩が予想される場合は、作業を中止すること。

車両系建設機械の移送は、運行経路等を定めた作業計画に基づき、専用のトレーラー等により行い、その積卸し作業は平坦な場所で滑り止めを設けた道板等を適正に使用させ、車両系建設機械の転倒・転落を防止すること。

5 除雪作業における労働災害防止対策

除雪作業を行う際には、河川、側溝、設備類(配管等含む)等の位置を予め確認し、標識を立てるなどにより転落や破損等の防止措置を講ずること。また、屋外通路等で除雪機等を使用する場合には、路肩からの転落防止措置にも配慮すること。

除雪機を使用する場合は、安全装置が正しく作動することを確認した後に使用すること。

除雪作業を行う前に障害物の位置などを確認するとともに、滑りにくい履物を履くなど、除雪機取扱説明書に書かれている準備を行うこと。また、除雪機を使用する際、特に後進時は足元や周囲の障害物に注意を払い、無理のない速度で使用すること。

除雪機等の回転部分に障害物、圧雪等が詰まった場合は、エンジンを止め、回転が完全に止まったことを確認してから対処すること。また、再起動する場合には、当該箇所付近から作業者が離れたことを確認してから操作すること。

除雪機等への巻き込まれを防止するため、運転時の周囲の確認、作業範囲への各作業員・誘導員等の立ち入り禁止の措置を徹底すること。

6 雪崩災害防止対策

作業等の計画段階において、あらかじめ作業箇所周辺の地形、植生の状況、過去の積雪記録、雪崩発生の有無等を調査するとともに、雪崩の専門家の意見を聴き、危険が予想される箇所には事務所、詰所等を設けないこと。日々の作業開始前に作業箇所周辺の雪庇、亀裂、吹き溜まりなどの積雪の状況等について点検を行い、その結果に基づき、作業開始の適否の判断等を行うこと。

降積雪期間中は気象観測機関の雪崩に関する警報、注意報に十分注意を払うとともに、降雪量、積雪量、最高及び最低気温を把握し、雪崩の発生が予想される場合には作業を中止するとともに、当該危険区域への立入りを禁止すること。

作業現場付近の状況に応じた監視、連絡及び避難の場所・方法等を定めておくこと。

雪崩が予想される場所での作業に当たっては、センサー等を設置すると共に監視人を配置し、あらかじめ避難場所を確保しておくこと。

7 交通労働災害防止対策

気象情報を踏まえた適切な走行計画を作成し、運転者に安全な走行速度を遵守させること。また、目的地へは、余裕を持って早めに出発すること。冬用タイヤ等、積雪・凍結の状況を踏まえた適切な装備を装着（豪雪が想定される場合は、これに対応できるようタイヤチェーンを配備すること。）し、タイヤの摩耗状態を点検し、適切なタイヤを使用すること。

運転者に対して、安全運転を行わせ、急ハンドル、急ブレーキ、急発進によるスリップを防止させること。また、気象条件に合った車間距離を保ち、交差点へは減速して近づくよう運転を行うこと。

「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、走行管理や気象条件に対し安全の確保を図るための必要な指示を行うこと。

安全な運転を実施させるため、運転業務従事者に乗務を開始させる前に、点呼により、疾病、疲労、飲酒その他の理由により安全な運転をすることができないかどうか、確認すること。必要に応じ、運転者の交替、運行時間縮小等、対応を行うこと。

運転者に対し、冬道の運転について交通KYT（危険予知トレーニング）を取り入れる等、安全運転教育を実施すること。

過去の災害事例等を参考に、走行する道路等について交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し、安全運転教育に活用すること。